

# **座間市情報提供**

令和3年3月1日

## **令和3年座間市議会第1回定例会 追加議案**

このことについて、別紙のとおり情報提供します。

問い合わせ先 介護保険課 TEL046(252)7719

令和3年座間市議会第1回（3月）定例会提出議案等一覧表

令和3年3月2日提出

No	議案等番号	件名
1	議案第31号	座間市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第 31 号

座間市介護保険条例の一部を改正する条例

座間市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 3 月 2 日提出

座間市長 佐藤 弥斗

提案理由

保険料率の改定等をいたしたく提案するものである。

## 座間市介護保険条例の一部を改正する条例

座間市介護保険条例（平成12年座間市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「3万1,270円」を「3万3,000円」に改め、同項第2号中「4万5,020円」を「4万7,520円」に改め、同項第3号中「4万6,900円」を「4万9,500円」に改め、同項第4号中「5万5,030円」を「5万8,080円」に改め、同項第5号中「6万2,540円」を「6万6,000円」に改め、同項第6号中「7万5,040円」を「7万9,200円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、同項第7号中「7万8,170円」を「8万2,500円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号中「9万3,810円」を「9万9,000円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に、「300万円」を「320万円」に改め、同項第9号中「10万6,310円」を「11万2,200円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同項第10号中「11万2,570円」を「11万8,800円」に改め、同項第11号中「11万8,820円」を「12万5,400円」に改め、同項第12号中「12万5,080円」を「13万2,000円」に改め、同項第13号中「12万8,200円」を「13万8,600円」に改め、同項第14号中「13万4,460円」を「14万5,200円」に改め、同項第15号中「14万710円」を「15万1,800円」に改め、同項第16号中「14万6,960円」を「15万8,400円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「1万8,760円」を「1万9,800円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「1万8,760円」を「1万9,800円」に、「3万1,270円」を「3万3,000円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「1万8,760円」を「1万9,800円」に、「4万3,770円」を「4万6,200円」に改める。

附則第7項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に、「。以下この項において」を「。以下」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則中第8項を第12項とし、第7項の次に次の4項を加える。

- 8 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

9 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

10 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

11 第9項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

#### 附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の第4条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。